

主な修正箇所（東京都配偶者暴力対策基本計画関係）

資料7

項番	意見要旨	部会案
第1部 基本的考え方		
1	<p>P3 「2 暴力をめぐる現状認識」 同性間の性暴力等も重大な人権侵害であり、「男女間の暴力」とだけ言及すると、同性間の性暴力等の被害者が支援から排除されたり、タイムリーに適切な対応・支援がなされないことにもなりかねない。 以上から、 「配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力や、性暴力・ストーカー行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。」と修正すべき。</p>	<p>P3 「2 暴力をめぐる現状認識」1つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力や性暴力、<u>ストーカー行為等</u>は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。</p>
2	<p>P5 「3 暴力のない社会の実現に向けて」 「一生かかっても回復できない傷」という言葉は、被害者の自己回復力を削ぐ言葉である。</p>	<p>P5 「3 暴力のない社会の実現に向けて」1つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体や心の回復に長い時間がかかるに一生かかっても回復できない傷を受ける場合も多く見られます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るためには、都は、区市町村、民間団体、警察など関係機関と力を合わせて取り組まなければなりません。</p>
3	<p>P5 「3 暴力のない社会の実現に向けて」 「また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴う、SNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むことも重要です。」についての 主な意見 ・「暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐ」では、特定の意見や感じ方に基づいて、際限なく表現を抑止できてしまう ・表現の自由を侵害する ・非実在のキャラクターも含む通常の創作活動に対する萎縮を招く恐れがある</p>	<p>P5 「3 暴力のない社会の実現に向けて」2つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ また、<u>違法な性・暴力表現への対策、スマートフォンの普及に伴うSNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むとともに、メディア等において人権の尊重を確保する暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディア等における人権の尊重を確保するとともに、スマートフォンの普及に伴う、SNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むことも重要です。</u></p>
4	<p>P5 「3 暴力のない社会の実現に向けて」 この項冒頭および末尾では男女間に限定せずに総合的に施策を進める旨示されている。 以上から、 「都は、こうした考え方に基づき、<u>このような男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に推進していかなければなりません。</u>」と修正すべき。</p>	<p>P5 「3 暴力のない社会の実現に向けて」5つ目の○を以下のとおり修正します。 ○ 都は、こうした考え方に基づき、<u>このような男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に推進していかなければなりません。</u></p>

項番	意見要旨	部会案
第2部 基本計画に盛り込むべき事項		
I 配偶者暴力対策		
1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見		
(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進		
5	<p>P10 「1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見」 内閣府調査の「暴力の被害により、命の危険を感じたことがある人の割合」、「被害を受けて相談しなかった理由」について、男女平等の観点から、男性の割合も明記してほしい。女性のみを記述して、男性の割合を示さないのも偏向性を強く感じる。女性が多いのか少ないのか判断できない。</p> <p>○ 内閣府調査によれば、暴力の被害により、命の危険を感じたことのある女性の割合は、配偶者暴力で18.2%、交際相手からの暴力で23.7%、ストーカー行為で25.4%となっています。</p> <p>○ 一方、被害を受けて相談しなかった理由として、配偶者暴力について「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」と答えた女性の割合が13.2%に対し、交際相手からの暴力について同様に回答した女性の割合が24.2%に上るなど、交際相手からの暴力については、羞恥心から相談をためらう傾向にあります。</p>	<p>P10 「現状・課題」2つ目及び3つ目の○を以下のとおり修正します。</p> <p>○ 内閣府調査によれば、暴力の被害により、命の危険を感じたことのある女性の割合は、配偶者暴力で18.2%、交際相手からの暴力で23.7%、ストーカー行為で25.4%となっています。<u>命の危険を感じたことのある男性の割合は、配偶者暴力で5.0%、交際相手からの暴力で7.2%、ストーカー行為で19.7%となっています。</u></p> <p>○ <u>一方、女性で配偶者から受けた被害について相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」では45.7%、「自分にも悪いところがあったから」では25.2%、「相談してもむだだと思ったから」では24.5%となっています。男性で同様に回答した割合は、50.4%、41.6%、22.4%です。被害を受けて相談しなかった理由として、配偶者暴力について「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」と答えた女性の割合が13.2%に対し、交際相手からの暴力について同様に回答した女性の割合が24.2%に上るなど、交際相手からの暴力については、羞恥心から相談をためらう傾向にあります。</u></p>
2 多様な相談体制の整備		
(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実		
6	<p>P21 P51では、セクシュアル・ハラスメントについて「性別・性自認・性的指向を問わず誰でも被害者となるおそれがあります。」となっている。性的マイノリティへの適切な対応を徹底させるためにも、「性自認」「性的指向」を含めた3点セットで示すべき。</p> <p>以上から、 「○ 相談に当たっては、年齢や性別・<u>性自認・性的指向</u>、国籍、障害の有無等に関わらず、被害者の置かれた立場を十分に理解し、本人の希望や加害者からの危害が及ぶリスクなど、多様な被害者一人一人の状況に応じた対応が求められます。」と修正するべき。</p>	<p>P23 「現状・課題」1つ目の○を以下のとおり修正します。</p> <p>○ 相談に当たっては、年齢や性別、<u>性自認・性的指向</u>、国籍、障害の有無等に関わらず、被害者の置かれた立場を十分に理解し、本人の希望や加害者からの危害が及ぶリスクなど、多様な被害者一人一人の状況に応じた対応が求められます。的確な判断を行い、被害者に寄り添った支援につなげることができるよう、対応能力の向上を図る必要があります。</p>
7	<p>P22 「取組の方向性」 外国人＝日本語が不自由な人とは限らず、また日本人（日本国籍）でも日本語が不自由な人もいる。そうした人への支援にも十分な配慮がすべての現場でなされるよう、補足して明示すべき。</p> <p>以上から、 「○ 外国人被害者<u>など日本語が不自由な人</u>に対しては、相談シート等の活用により、相談対応の充実を図る必要があります。」と修正するべき。</p>	<p>P23 「取組の方向性」1つ目の○を以下のとおり修正します。</p> <p>○ 外国人被害者<u>など日本語の理解が不十分な人</u>に対しては、相談シート等の活用により、相談対応の充実を図る必要があります。</p>

項番	意見要旨	部会案
V 性・暴力表現等への対応		
8	<p>P54 「現状・課題」 「表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。」についての主な意見</p> <p>反対：憲法（表現の自由）に反する 表現を規制することは、日本文化（アニメ・漫画）などを衰退させることにつながる 「不快な表現に接しない自由」が曖昧</p> <p>賛成：女性が下着や身体の部分強調している表現等が、公共の広告などに使用されるのは、女性をおとしめ、性的に利用してかまわないとの認識を広める</p>	<p>P54 「現状・課題」1つ目の○を以下のとおり修正します。</p> <p>○ メディアや公共空間における性・暴力表現については、表現の自由を十分に尊重しつつ、違法な性・暴力表現への対策など、表現される側の人権が侵害されないように守るとともに、情報の受け手にもや性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。</p>
9	<p>P54 「現状・課題」 「グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。」についての主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際的な視点」が曖昧 ・海外に合わせる意味がわからない ・国際的な視点を持つことにより、日本にある表現等が歪められてはいけない 	<p>グローバル化に関わらず、性・暴力表現等への配慮は必要なため、P54 「現状・課題」下記の文章を削除します。</p> <p>○ グローバル化に伴い、ビジネスや観光で来日する外国人が増えている中、性・暴力表現について国際的な視点を持つことも大切です。</p>
10	<p>P54 「現状・課題」 「スマートフォンの普及により、SNSやアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、トラブルや犯罪に巻き込まれるケースも増えています。」 「オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれるケースもあります。」についての主な意見</p> <p>反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインゲームは、インターネット利用の一部に過ぎず、これをことさら取り上げる理由が不明 ・犯罪に巻き込まれないためにはネットリテラシーを充実させるべきであって、オンラインゲームだけを槍玉に挙げて規制すべきではない ・オンラインゲームが犯罪を誘導する要素でない限りはこの項目は不要 	<p>P54 「現状・課題」下記の文章を削除し、4つ目の○を以下のとおり修正します。</p> <p>○ スマートフォンの普及により、SNSやアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、メッセージやチャット機能等を悪用したトラブルや性犯罪などに巻き込まれるケースも増えています。</p> <p>○ オンラインゲームなどで知り合ったことがきっかけとなり、犯罪に巻き込まれるケースもあります。</p>

項番	意見要旨	部会案
11	<p>P55 「取組の方向性」 「メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。」</p> <p>(主な意見)</p> <p>反対：表現の自由の制約につながる わいせつ物頒布罪や年齢制限などの対策で十分 性的であると主張することで、様々な表現を規制することができてしまう</p> <p>賛成：アクション映画における暴力表現、ドラマなどでの性的な表現を見るたびに不快に感じる</p>	<p>P 55 「取組の方向性」1つ目の○を以下のとおり修正します。</p> <p>○ <u>メディアや公共空間における性・暴力表現については、法の遵守はもちろんのこと、メディア事業者自身による倫理規定の遵守など暴力や性表現の自粛等、自主的な取組もを促すこと</u>が必要です。</p>
12	<p>P55 「リベンジポルノをはじめ性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る必要があります。」</p> <p>「リベンジポルノ」自体は明らかに犯罪行為だが、これと「表現」を同列に表記することでまるで「性・暴力表現」が犯罪行為であるかのような印象を与える</p>	<p>P55 「取組の方向性」5つ目の○を以下のとおり修正します。</p> <p>○ <u>リベンジポルノをはじめ</u>性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図る必要があります。</p>